

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和６年１２月１８日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 入札に付する事項

（１）物品・委託役務の名称	令和７年度元氣すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務
（２）物品・委託役務管理番号	18060126
（３）物品委託役務内容	元氣すこやか健診の受診券等の作成、印字及び封入封かん等を行うもの。
（４）納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和７年６月２７日まで
（５）納入・履行（就業）場所	受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
（６）予定価格	非公表
（７）最低制限価格	なし
（８）入札方式	一般競争入札
（９）入札区分	紙入札
（１０）使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
（１１）契約種別	複数単価契約
（１２）収入印紙	要

２ 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和３年１月１日から令和６年１２月３１日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	印刷・看板＞電算入出力・印字等処理
イ	法令等による登録等	次のいずれか ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「ＪＩＰＤＥＣ」という。）からプライバシーマークの付与を受けていること。 ・ＪＩＰＤＥＣから認定を受けた認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度の認証を取得していること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店又は営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和６年８月１９日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

３ その他の入札条件

- （１）入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第４号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（令和６年１２月１８日公告・令和７年度元氣すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務）」とする。
- （２）消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない１銭（０.０１円）以上の額とし、有効桁数は小数第２位とする。また、単価の欄の記載金額を契約単価とする。
- （３）消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の１１０分の１００に相当する１銭（０.０１円）以上の額とし、有効桁数は小数第２位とする。ただし、当該金額の１０パーセントに相当する額（当該額に小数第２位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額を契約単価とする。
- （４）「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額（当該額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を記載するものとする。
- （５）「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。
- （６）上記（１）～（５）によらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和6年12月18日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年12月18日～ 令和7年1月15日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年12月18日～ 令和6年12月25日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 健康福祉部 医療保健課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0936 / ファクシミリ番号 082-422-2416 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和7年1月6日～ 令和7年1月15日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和7年1月10日～ 令和7年1月14日 （午前9時00分～午後5時00分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和7年1月15日 午前11時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファクシミリ番号 082-431-0077

令和 7 年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務仕様書

- 1 業務名
令和 7 年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務
- 2 業務内容
令和 7 年度元気すこやか健診受診券、手引き、封筒及び個人情報保護シール（以下「受診券等」という。）を送付するに当たり、受診券等の様式を作成するとともに、発注者が貸与する印字データ等を基に、受診券等の印字・封入・封かんを行い、成果品として発注者に納品するもの。
- 3 契約期間
契約締結日の翌日から令和 7 年 6 月 2 7 日まで
- 4 履行場所
受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
- 5 成果品納入場所
東広島市健康福祉部医療保健課及び東広島市内の郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局
- 6 準拠する法令等
個人情報の保護に関する法律
東広島市契約規則
個人情報保護取扱特記事項
業務委託契約約款
その他関係法令

7 業務詳細

(1) 受診券等様式作成作業

①成果物

項番	品 名 (履行区分)	規格・仕様	原稿	作成 部数
1	元気すこやか 健診受診券	●A 3（縦サイズは 1 2 インチサイズでも可） ●両面 1 枚 ●ミシン目入り（ミシン目の本数等については、双方協議の上で決定する） ●白色 1 1 0 kg ●表 4 色（フルカラー）裏 2 色刷り ●集団健診申込ハガキ付（料金受取人払承認番号、郵便事業用バーコード有り）	契約締結後、紙原稿又は P D F により提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。ただし、料金受取人払郵便物用カスタマーコード及び掲載文の一部については、電子データをメールで提供する。	129, 000 枚
2	手引き	●A 3 ●両面 2 枚 ●3 色刷り ●白色 5 5 kg ●A 3 用紙 3 枚を長辺が 2 等分になるように二つ折り（ホチキス留めや製本等はしない、新聞形式。）にし、三つ折りにする。※ページ番号有り。	契約締結後、電子データをメールで提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。	129, 000 セット
3	発送用封筒	●定型 ●窓開き ●区内特別 ●白色用紙 ●2 色刷り ●透かし防止処理（窓開き部分除く。）	契約締結後、電子データをメールで提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。	129, 000 枚
4	個人情報保護 シール	●紺色の背景に、白抜きで「集団健診申込ハガキを送る際は、この個人情報保護	契約締結後、紙原稿で提供する。紙原稿をベ	129, 000 枚

		シールをご利用ください」の文字を入れる。 ●ハガキ裏面の個人情報部分が隠れる 大きさ（例：15 cm×9cm）	ースに双方で協議を行い、校正原稿を決定する。	
--	--	---	------------------------	--

※原稿の印刷位置やレイアウト等、多少の調整は可能とする。その際は、双方協議の上で、決定する。

- ②校正 全て3回までとする。ただし、最終校正後であっても、制度改正等によりやむを得ず文面を変更する必要がある場合は、双方協議の上で、原稿の微修正を行い、校正回数を変更することがある。
- ③その他仕様
- ・項番1～4は、別途、イメージ見本を参照し、このイメージで作成する。その際、字体、フォント及び濃淡については、ユニバーサルデザインに準拠すること。
 - ・項番1～3は、業務完了後、印刷データをPDFで電子記録媒体にて提出すること。
 - ・（1）受診券等様式作成作業及び（2）個人情報印刷作業は、別工程とせず、同時に行っても良い。（この場合は、印字に用いなかった残余帳票分は、業務終了後に印字のない帳票として提出すること。）
 - ・個人情報保護シールは、ハガキに記載の文字が透けないように調整すること。

（2）個人情報印字作業

①作業内容

（1）－①－1で作成した受診券に発注者から提供する個人情報を、発注者が指定する用紙に印字するためのプログラム開発を受注者で行い、印字する。

②個人情報の受け渡し

個人情報は、発注者から受注者が用意したUSBメモリに格納し、受注者に貸与する方法を基本とするが、総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスなどを受注者が保有している場合、当該サービスを利用したデータ収受も可能とする。

※USBメモリは、次の規格を満たすものとする。

- ・自動暗号化機能があること
- ・パスワード機能があること

USBメモリは、正副2部作成し、それぞれに暗号化をするものとする。また、USBメモリは、4の履行場所において施錠できる金庫等で保管し、業務利用以外で持ち出してはならない。当該USBメモリの受け渡し時は、受注者は発注者に借用書（別紙1）を提出するものとする。

データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施した上で、データを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日、廃棄方法等を発注者に通知するものとする。

LGWAN-ASPを用いたファイル転送サービス等（以下「サービス」という。）によりデータを収受する際、暗号化処理やパスワード設定等、セキュリティ機能を確認し、発注者との協議の上、収受時のセキュリティ措置の内容を決定し明示する。なお、送付データは暗号化処理を施した上で、サービスにアップロードをするものとする。データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施した上で、データを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日及び廃棄方法を通知するものとする。

③個人情報の記録形式

個人情報は、CSV形式（カンマ区切り）で貸与する。

※レコード数は、概ね127,000レコード（1人1行）。

④文字コード及び外字データ

発注者から貸与する個人情報の文字コードは「UNICODE UTF8」、外字データは「e u d e . t t e」とし、USBメモリで個人情報と併せて記録し、受け渡しをするものとする。

※文字フォントの使用権を東広島市が所有しているため、本業務外での当該文字フォントの使用は、固く禁じる。

⑤プログラム開発

受注者は、個人情報を基に、印字するために使用する印字プログラムの設計及び開発等を行うものとし、その費用は受注者負担とする。カスタマバーコード及び保健システム用バーコードを編集し、印字できるものとする。また、打ち出し順序は、発注者からの個人情報の記録順とするこ

と。

⑥印字作業

発注者から提供する個人情報を基に、発注者の指定する情報を指定する位置に印字するものとする。また、宛名部分に郵便で読み取り可能なカスタマバーコードを印字し、集団健診申込ハガキ部分に保健システムで読み取り可能とするバーコード（CODE 39）を印字するものとする。

⑦印字数量

項番	品 名 (履行区分)	規格・仕様	原稿	作成枚数 (発注予定数量)
5	受診券（印字）	連続用紙データ印字	契約締結後、電子データをメールで提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。	127,000 部

※印字開始前に全件の印刷データ（受診券様式及び印字データを組み合わせて、完成の状態を表示したもの）をPDFで電子記録媒体にて提出すること。

(3) 封入封かん作業

項番	品 名 (履行区分)	規格・仕様	作成枚数 (発注予定数量)
6	封入・封かん	次の①ア～エ	127,000 通

①作業内容等

ア 発送用封筒への封入物

- (ア) 受診券
- (イ) 手引き
- (ウ) 個人情報保護シール

イ 受診券のカット処理

上記アのうち、(ア)受診券を連続帳票で処理した場合については、連続用紙を個別にカットした状態に処理すること。ただし、連続帳票又は単票のいずれを用いるかは受注者の任意とする。

ウ 受診券等の折り作業

- (ア) 受診券は、送付先が窓開き部分から確認できるように三つ折りにする。

【裁断を選択する場合の注意事項】

- ・裁断・折り作業・封入を機械的に連続した一連の工程で処理すること（裁断・折り作業、封入の工程を分け、独立した工程とすることは不可。）。
- ・重量又は厚み又は目視によるチェックを行い、一通ごとに混入ミスが無いことを確認すること。

- (イ) 手引きは、A3サイズ長辺を2等分に折り、さらに、三つ折りにする（見本参照）。

エ 発送用封筒への封入封かん

項番1、2、4の封入封かんは、送付先が窓開き部分から確認出来るように封入すること。（封入封かんに用いなかった手引き、封筒及び個人情報保護シールは、業務終了後に提出すること。）

8 データ運搬及び成果品運搬作業

①作業内容

項番	作 業	規格・仕様
7	個人情報データ運搬 (発注者→受注者)	個人情報を記憶したUSBメモリをセキュリティの保たれた方法により、受注者が作業場所まで搬送すること。
	受診券等運搬 (成果品) 運搬 (受注者→発注者)	封入封かん作業済みの封筒は、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局、郵便番号の上から5桁、詳細は、別表2参照。）まで運搬すること。 送付先が、東広島市外のもの及び封入封かんに用いなかった印刷物は、東広島市健康福祉部医療保健課に納品すること。

		検査・検品（以下「検査」という。）に要する運搬作業を含む。 ※運搬は、セキュリティの保たれた方法により行うこと。
--	--	---

②成果品の受け渡し

発注者までの運搬方法については、セキュリティの保たれた方法によるものとする。作業等で破損した個人情報印字後の受診券は、破棄せず、成果品とともに、必ず納品すること。また、破損した受診券の再印字を実施すること。

③成果品の整理

印字のない受診券は1つの束にまとめ、封入封かん作業済品は発注者が貸与した個人情報の記録順とし、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局、郵便番号の上から5桁、詳細は、別表2参照。）ごとに箱詰めするものとする。また、当該箱の側面2箇所（箱の長辺及び短辺）に箱番号（連番）及び郵便集配局を記載するものとする（タックシール等の貼付けを可とする。）。成果品の箱詰め等に要する費用（箱代等）は、受注者が負担するものとし、箱のサイズは発注者と協議し、決定するものとする。

【箱側面及び上面記載例】

箱番号 : △△△／総箱数量 （※28 フォント以上で記載すること。）

郵便集配局 : 安芸西条 （※28 フォント以上で記載すること。）

郵便番号 : 7 3 9－□□

発行連番 : ○○○○ ～ ○○○○

箱内数量 : （各箱に入っている数量）

④納品場所

封入封かん後に段ボールに詰めた封筒は、別表2の郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局）内の発注者が指定する場所に、発注者の指示に従い、ダンボール1箱ごとに決められた位置に配置すること。郵便番号上5ケタごとに郵便集配局が分かれているので、注意すること。※送付先が、東広島市外のもの及び封入封かんに用いなかった印刷物（印字の無い受診券様式、手引き、封筒及び個人情報保護シール）は、東広島市健康福祉部医療保健課に納品すること。

【注意事項】

- ◆ ダンボール箱の大きさは、全て統一し、中身の重量を均一にすること。仮に、箱に少量しか入っていても、隙間に緩衝材などを入れて動かないように整え、ダンボール箱の底には台紙等を敷き、隙間に帳票が入り込むことのないようにすること。
- ◆ 納入に当たっては、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（（郵便集配局）別表2）内の発注者が指定する場所に、発注者の指示に従い、ダンボール1箱ごとに決められた位置に配置するまでを作業範囲とする。印字に用いなかった残余帳票分は、東広島市健康福祉部医療保健課に印字のない帳票として提出すること。
- ◆ ダンボール箱の内法の深さは、封筒を立てて納められる程度とすること。
- ◆ 納品時は、箱数等数量確認及び封筒と内容物との整合等についてサンプル調査を行うので、業務実施責任者又はその指示を受けた者が立ち会うこと。
- ◆ 上記確認及び調査とは別に、受注者が委託業務完了通知書を提出した後に、発注者による業務完了検査を行い、これを最終の確認とする。
- ◆ 納品の7開庁日前までに、各集配局ごとの通数及びダンボール（箱番号（連番））ごとに入っている通数をメールで報告（様式は、別途指定する。）し、発注者の承認を得ること。
- ◆ 配送に係る費用は受注者の負担とするが、郵便料金は発注者が負担する。

9 環境構築作業

①データ印字設定等作業

項番	項 目	規格・仕様
8	作業打ち合わせ	印字テスト及び本番作業に係るスケジュール等、詳細な打ち合わせを実施する。 作業打ち合わせに係る発注者・受注者それぞれの費用は、各者で負担すること。
9	個人情報印字テスト作業	ダミーで作成した個人情報を基に、印字テストを実施する。印字テストしたもののカスタマバーコード読み取りテスト及び保健システム用バーコード読み取りテストを、発注者の検証が完了するまで実施するものとする。

		印字テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。 なお、ダミーで作成した印刷データ（受診券様式及び印字データを組み合わせて、完成の状態を表示したもの）は、作成後、速やかに、PDFで電子記録媒体にて提出すること。
10	機器設定作業	受注者の印刷機等の設定作業及び個人情報に基づき、印字する印字プログラム開発作業を実施する。
11	印刷物等保管及び在庫管理	受診券等様式を保管及び在庫管理をし、不足が生じることが予想される場合は、速やかに報告し、対応を協議すること。 また、業務完了時には、在庫物品を全て発注者へ納品すること。

10 作業テスト等

受注者は、次に掲げるテストを行うためのテスト品を納品し、発注者の検査を受けなければならない。また、発注者は、テスト品の納品があった場合には、遅滞なく検査を行い、その結果を受注者に通知する。

なお、受注者は、これらのテストについて発注者の検査に合格した後でなければ、本番処理を行うことができない。

契約期間中に、プリンタ、用紙又はバーコード生成ソフトのいずれかを変更する場合は、その都度、テストを行うものとする。

ア 印刷及びミシン目テスト

受注者は、仕様書等に基づき、受診券等を作成するための印刷及びミシン目加工を行い、納品し、発注者の検査を受けなければならない。

イ 料金受取人払郵便物用カスタマバーコード読み取りテスト

受注者は、バーコードの読み取りテストのため、前項に記した印刷及びミシン目テストと同時に、バーコードテスト用に、はがき表面部分を10枚提出するものとする。テストは、合格するまで繰り返し行う。

ウ 個人情報等印字テスト

受注者は、発注者から提供を受けた印字テスト用データ（ダミーデータ10人分程度）により受診券（連続用紙）へのテスト印字を行い、カット処理後、納品し、発注者の検査を受けなければならない。なお、印字テスト用データは、令和7年2月12日（水）までに受注者が用意したUSBメモリに記録して受け渡す。

エ 区内特別郵便用バーコード及び保健システム用バーコード読み取りテスト

受注者は、バーコードの読み取りテストのため、バーコードを印字し、前項に記した個人情報等印字テストと同時に、バーコードテスト用に受診券様式を10枚納品し、発注者の検査を受けなければならない。テストは合格するまで繰り返し行う。

オ 封入封かん等のテスト

受注者は、発注者から提供を受けた印字テスト用データを基に、印字した受診券等により封入封かん等業務のテストを行い、納品し、発注者の検査を受けなければならない。

※テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。

※成果物の作成部数には、テストプリント等に使用するものは含まないものとする。

11 電子データ受渡日

受診券様式作成用原稿及び手引きの原稿の受渡日：契約締結日の翌日

受診券テスト用印字データ（ダミーデータ）：令和7年2月12日（水）

受診券印字用個人情報データ：令和7年5月12日（月）

12 成果品納品期限

令和7年5月22日（木）

災害その他の事情により、成果品の納品が遅延する場合は、発注者へ早急に連絡すること。

また、成果品の事前納品分として、受診券（カット済み）500枚、封筒500枚、手引き500セットを令和7年5月12日（月）までに納品すること。

13 納品時の添付資料等

成果品と別紙2「納品書」とともに、データを納入する。

1.4 単価契約及び発注予定数量

- (1) 本業務は、「7 業務詳細」における各作業項目を履行区分とし、対応する契約単価を定め、その他経費を数量1式の単価とする単価契約とする。業務全体の履行区分、契約単価及び発注予定数量を別表1のとおり定める。
- (2) 発注予定数量には、変動がある。ただし、別表1に定める各履行区分の発注予定数量を上限とし、減ずる場合の減少数は上限数の2割とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が委託料(単価を含む。)について協議を行い、必要があると認めるときは、変更契約の締結を行うものとする。

1.5 委託料の支払

- (1) 本業務の委託料は、業務完了後の一括払とする。
- (2) 当該業務に係る委託料の計算方法は、別表1に示す履行区分の明細ごとの単価に、履行数量を乗じて計算した額とする。なお、履行数量の確定は業務完了検査により行うので、業務完了後に受注者が提出する委託業務完了通知書において履行区分の明細ごとに履行数量を記載するとともに、請求内訳に履行区分の明細ごとに履行数量を記載すること。

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

別表1に示す履行区分の明細ごとの単価に、それぞれ当該履行区分における履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して計算した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数処理は行わないものとする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

別表1に示す履行区分の明細ごとの単価に、それぞれ当該履行区分における履行数量を乗じて計算した額を合計した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に1円単位未満の端数があるときは、その端数処理は行わないものとする。

※請求できるものは、成果品として納品し検査合格したもの(作業等で破損した個人情報印字後の受診券は請求対象外。)とする(検査方法:発注者の指示するところにより、成果品の一部もしくは全部を箱詰めし、発注者の指定する場所まで運搬し、検査を受けることとする。)

1.6 監督

発注者は、契約期間中必要と認めた場合は、常時受注者に対して、本業務の履行状況について報告を求め、又は履行場所で検査若しくは指示等により監督することができるものとする。

1.7 守秘義務

受注者は、いかなる理由があろうとも、本業務により知り得る、又は生ずる個人情報を漏らしてはならない。具体的には、本業務の遂行上知り得た個人情報等の内容について第三者に漏らさないこと、また、本業務の履行に伴い使用する個人情報については、適切に返却・データ消去等、処置すること。

なお、履行完了後にデータ消去・廃棄証明書(別紙3)を提出し、受注者が発注者のデータを保持し続けることがないよう処置すること。

1.8 再委託の範囲

当該業務の一部を再委託できる範囲(以下「再委託」という。)は、次のとおりとする。

7 業務詳細 (1) 受診券等様式作成作業

(3) 封入封かん作業

ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ、再委託の内容を業務実施計画書に定め、再委託承認願により発注者の承諾を得ること。また、受注者は再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し、全ての責任を負うものとする。

1.9 特記事項

- (1) 本業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 封入封かん済みの受診券の運搬及び保管に当たっては、紛失・盗難等管理に十分注意すること。
- (3) 個人情報の運搬及び成果品運搬を行うに際し、方法等について発注者の承諾を得ること。
- (4) 本業務の実施において、仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、当該疑義の解消方法について事前に発注者と十分に協議し、承諾を得ること。また、協議は可能な限り早期に申し出るなど、業務に支障が生じないよう配慮すること。

20 問い合わせ先（発注担当課）
東広島市健康福祉部 医療保健課
電 話 082-420-0936
FAX 082-422-2416

借 用 書

東 広 島 市 長 様

年 月 日

次の物品を借り受けました。

事業所名

代 表 者

印

名 称	件数	備 考

納 品 書

東 広 島 市 長 様

年 月 日

次の物品を納入しました。

事業所名

代 表 者

印

名 称	件数

次の物品を返品します。

名 称	件数

データ消去・廃棄証明書

年 月 日

東広島市長 様

事業所名 _____

代表者名 _____

東広島市から委託されていた次の業務につきまして、東広島市へデータ等を返却し、当社で作業上保管していた当該データの全てを、次の事項を遵守した上で確実に消去したことをここに証明致します。

1 業務名

令和7年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務

2 遵守事項

- (1) 当社は、当該データが記録されている全てのハードディスク等の記録媒体（以下「本記録媒体」という。）について、破棄による本記録媒体の再利用若しくは確実な消去によって本記録媒体に記録されたデータの復元又は読み取りが不可能な状態になるよう必要な処理を講じた上で処理を行いました。
- (2) 当社は、本記録媒体から知り得た秘密情報（個人情報を含む。）を、第三者に開示、複製、流用、転売等を行わないものとします。
- (3) 当社は、当社の役員及び従業員に対して、本書の内容を周知徹底し、遵守させるものとします。

3 データ消去

消去日 : 年 月 日

消去方法 : _____

消去責任者 : _____

(契約単価)

項番	履行区分	数量	単位	単価	発注予定数量 (下限～上限)
1	元気すこやか健診受診券	1	枚		129,000 枚 (作成部数の増減は行 わない。)
2	手引き	1	セット		129,000 セット (作成部数の増減は行 わない。)
3	発送用封筒	1	枚		129,000 枚 (作成部数の増減は行 わない。)
4	個人情報保護シール	1	枚		129,000 枚 (作成部数の増減は行 わない。)
5	受診券 (印字)	1	部		127,000 部 (100,000～127,000 部)
6	封入・封かん	1	通		127,000 通 (100,000～127,000 通)
7～11 ほか	項番 7～11 に示す個人情報デー タ運搬、受診券等運搬、作業打ち 合わせ、個人情報印字テスト作業、 機器設定作業、印刷物等保管及び 在庫管理ほか本業務の実施に必要な 費用の全て	1	式		1 式 (変動しない)

- 1 単価の有効桁数は、小数第 2 位までとする。
- 2 発注者の業務委託料が発注限度額に達しない場合でも、受注者は、委託業務を履行しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、発注限度額を超えて発注又は受注してはならない。

(郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局）)

郵便番号		郵便 集配局
739-	00**	安芸西条郵便局
739-	21**	高屋郵便局
739-	01**	八本松郵便局
739-	02**	
739-	25**	板城郵便局
739-	26**	黒瀬郵便局
739-	27**	
739-	23**	福富郵便局
739-	22**	河内郵便局
739-	24**	安芸津郵便局

イメージ見本

令和7年度元気すこやか健診受診券等作成及び 封入封かん等業務

項番 1～4

※イメージ見本を参考に、受注者と協議の上で、字体、フォント及び濃淡がユニバーサルデザインに準拠する仕様を決定します。高齢者等が利用することを考慮し、その他についても、契約金額の範囲内で次のイメージ見本よりも良い案があれば、受け付けます。

【項番1】

表面

集団健診の申込方法は2通り

インターネットで申込み
こちらの二次元コードを読み込んで、同様のチラシの手順に沿ってお申込みください。
24時間申込み可能。ぜひご利用ください。
※受付時間の指定が可能です！

ハガキで申込み
下記のハガキに記入し、申込期間までに届くよう投函してください。
※受付時間の指定はできません。

記入例 7月9日の豊栄支所で受けたとき

健診日	健診会場	会場コード	申込み締切日	健診日・健診会場・項目を選ぶ
7月9日(火)	豊栄支所	78	6月7日(金)	「元気すこやか健診の手引き」5ページから健診日と会場コードを記入してください。
7月10日(水)				

集団健診申込みハガキ
(※新しいハガキを記入してください)

〒730-8001
東広島市西条栄町8番29号
082-422-1111
東広島 太郎
昭和45年6月7日 54歳

元気すこやか健診料金を保つ課税状況や生活保護受給状況等の確認に ☒ 同意する ☐ 同意しない

希望する健診項目を記入欄

健診日	会場コード	基本健診	B型・C型肝炎ウイルス検査	乳がん	子宮がん	前立腺
7月9日	78	☒	☒	☒	☒	☒

※希望する健診日と会場コードを記入し、受診項目に「○」をつけてください。
※医師検診での健診を希望される場合は、このハガキを申込みは不要です。
※受診できない項目には、***がつけられています。

参考：令和6年度版



1 重複受診にご注意ください。
元気すこやか健診受診券は、年度内で1回利用できます。
重複受診されると、全額自己負担していただきます。

番号	健診項目	有効期間
1	東広島市 節節節節節節 受診券 対象者: 20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳 有効期間: 令和7年1月31日まで有効 (医療機関)	令和6年度
2	東広島市 子宮頸がん検診 受診券 有効期間: 令和7年1月31日まで有効	令和6年度
3	東広島市 乳がん検診 受診券 有効期間: 令和7年1月31日まで有効	令和6年度
4	東広島市 B型・C型肝炎ウイルス検査 受診券 有効期間: 令和7年1月31日まで有効	令和6年度
5	東広島市 基本健診(後期高齢等) 受診券 有効期間: 令和7年1月31日まで有効	令和6年度
6	東広島市 特定健診 受診券・情報提供 受診券 有効期間: 令和7年1月31日まで有効	令和6年度
7	東広島市 胃がん検診 受診券 有効期間: 令和7年1月31日まで有効	令和6年度
8	東広島市 肺がん検診 受診券 有効期間: 令和7年1月31日まで有効	令和6年度
9	東広島市 大腸がん検診 受診券 有効期間: 令和7年1月31日まで有効	令和6年度
10	東広島市 前立腺がん検診 受診券 有効期間: 令和7年1月31日まで有効	令和6年度

集団健診申込みハガキ
(※新しいハガキを記入してください)

住所: 東広島市西条栄町8番29号
〒730-8001
082-422-1111
東広島 太郎
昭和45年6月7日 54歳

元気すこやか健診料金を保つ課税状況や生活保護受給状況等の確認に ☒ 同意する ☐ 同意しない

希望する健診項目を記入欄

健診日	会場コード	基本健診	B型・C型肝炎ウイルス検査	乳がん	子宮がん	前立腺
7月9日	78	☒	☒	☒	☒	☒

※希望する健診日と会場コードを記入し、受診項目に「○」をつけてください。
※医師検診での健診を希望される場合は、このハガキを申込みは不要です。
※受診できない項目には、***がつけられています。

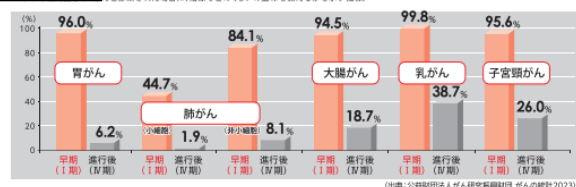
裏面

元気すこやか健診に関する問い合わせ先

健康福祉部 医療保健課 TEL: (082) 420-0936
FAX: (082) 422-2416

参考：令和6年度版

このグラフは、いずれのがんにおいても、早期に発見すれば、生存率が飛躍的に高くなることを示しています。がんの早期発見のためにも、定期的ながん検診を受けましょう。



令和6年度 東広島市 元気すこやか健診 受診券 裏面

東広島市 胃がん検診 自己負担金	東広島市 節節節節節節 自己負担金 (医療機関)
医療機関 2,600円 4,000円 集団健診 1,500円 実施なし ※東広島市国民健康保険被保険者と70歳以上の人は無料	指定歯科医院 500円 ※対象: 20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の人 ※東広島市国民健康保険被保険者と70歳以上の人は無料
東広島市 肺がん検診 自己負担金	東広島市 子宮頸がん検診 自己負担金
医療機関 600円 プラス900円 集団健診 200円 プラス600円 ※東広島市国民健康保険被保険者と70歳以上の人は無料	医療機関 1,000円 集団健診 500円 ※東広島市国民健康保険被保険者と70歳以上の人は無料
東広島市 大腸がん検診 自己負担金	東広島市 乳がん検診 自己負担金
医療機関 700円 集団健診 400円 ※東広島市国民健康保険被保険者と70歳以上の人は無料	医療機関 1,500円 集団健診 1,000円 ※東広島市国民健康保険被保険者と70歳以上の人は無料
東広島市 前立腺がん検診 自己負担金	東広島市 B型・C型肝炎ウイルス検査 自己負担金
医療機関 1,900円 集団健診 1,100円 ※東広島市国民健康保険被保険者は無料	医療機関 1,700円 1,100円 集団健診 700円 ※70歳以上及び40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の人には無料 ※対象: 現在日本に在住で、出生地、出生地、経歴等が不明でない人 ※過去にがんの検診でこの検査を受けたことがない人
東広島市 特定健診 自己負担金	東広島市 基本健診(後期高齢等) 自己負担金
※無料 【契約とらめめ機関名】 医師会 【支払代行番号】 9349028 【支払代行番号】 広島県国民健康保険団体連合会	※無料

〈がん検診について〉
がん検診は、診断を確定するものではなく、がんの可能性があるかどうかを調べる検査です。がん検診によって「がん」が100%見つかるというものはありません。また、「がん」でなくても、陽性判定が出ることもあります。しかし、「がん」であっても早期であれば、治療の可能性があるため、治療にかかる費用や身体への負担も少なくて済みます。

〈検診を受けた後は〉
検診結果で精密検査が必要になった人は、必ず精密検査を受診しましょう。また、検診結果が「異常なし」でも、気になる症状がある人は、医療機関を受診してください。

〈精密検査項目〉
検診の結果 精密検査項目
胃がん 胃内内視鏡検査
肺がん 胸部CT検査
大腸がん 全大腸内視鏡検査等
(精密検査の結果が異常なしの場合は、検診の結果を参考にしてください)
子宮頸がん コルポスコピー、細胞診等
乳がん 超音波検査、乳腺造影検査等

〈B型・C型肝炎ウイルス検査について〉
この検査はB型・C型肝炎ウイルス持続感染者(キャリア)を発見し、早期に適切な治療に結びつけることを目的に実施するものです。B型・C型肝炎ウイルスは、血液等を介して感染しますが、本人が知らないうちに感染している可能性があります。しかも、自覚症状がないまま、ウイルスが体内に定着した状態が続くことがあります。放置すると、慢性肝炎や肝硬変、肝がんにつながることもあります。早期発見すれば、治療も可能です。あなたの肝臓、そして命を守るために、一生に一度は、ぜひ肝炎ウイルス検査を受けてください。

申込締切日 必着です。

※各会場の締切日は、「東広島市元気すこやか健診の手引き」5ページをご確認ください。



がん検診 申込書

東広島市健康福祉部 医療保健課

〒730-8001 東広島市西条栄町8番29号

参考：令和6年度版

節目歯周疾患検診実施施設

※内容に変更が生じた場合は、市のホームページに掲載します。
 ※節目歯周疾患検診は節目年齢（20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳）の人が対象です。
 ※節目年齢以外の人へは受診券を発行していないのでご注意ください。
 ■受診期間：令和6年6月1日～令和7年1月31日

■実施歯科医院一覧（令和6年4月現在）

区名	医療機関名	所在地	電話番号	区名	医療機関名	所在地	電話番号
東区	あおぞら歯科	西条町西121-35-1	082-430-7557	南区	南歯科医院	西条南2-21	082-423-7227
	いけだ歯科クリニック	西条町西14-17 ※東区西条2丁目201	082-493-5711		南本歯科クリニック	西条南3-25	082-421-5655
	今谷歯科クリニック	西条町南65-68-10	082-490-3725		山田歯科	西条町西条南1243-3	082-423-6457
	新野歯科	西条町南3-19	082-422-3744		ゆめみらい 歯科矯正歯科西条	西条町南1172-2F	082-437-6885
	オカダデンタルクリニック	西条町南48-46-1	082-431-3321		ゆりの木歯科	西条町南16-15	082-424-0228
	川口歯科医院	西条町西1-4 フラットホーム201	082-422-2039		よつばデンタル 歯科クリニック	西条町上丸内1522 1-Floor 101	082-423-6123
	かわの歯科	西条町西17丁目16-6 ダイヤカトリック	082-420-8181		豊野歯科医院	八木町南3丁目4-10	082-428-0120
	木村歯科医院	西条町南3丁目5-11	082-423-8885		エトワール歯科	八木町南4丁目1-28	082-420-1855
	きらら歯科	西条町南3791-1	082-422-3513		さとろ歯科	八木町南2丁目2-8	082-428-5505
	グローバーデンタル	西条町南13-20 レジデンスビル102	082-423-3955	北区	坪倉歯科診療所	八木町南5丁目38-32	082-428-7177
西条市	西条プラザ歯科	西条町南10-30-301	082-422-4560		内藤歯科医院	八木町南米道40-2	082-497-0780
	佐竹田歯科医院	西条町西条南1282-2	082-431-5999		ひろはた歯科医院	八木町南6丁目11-15	082-428-8585
	さくらファミリー歯科	西条町西条南28-30 パロース文庫ビル3F	082-490-5522		ますもと歯科医院	八木町西1丁目12-22	082-427-0077
	サトミ歯科	西条町下町4343-2	082-422-4300		井上歯科医院	赤和町七条南529	082-433-2029
	豊河デンタルクリニック	西条町南7371-1	082-430-5489		やまざた歯科医院	赤和町七条南1436-14	082-433-5454
	そえだ歯科医院	西条町上丸内2丁目2-41	082-423-7755		清島歯科医院	高瀬町南35-95-2	082-436-1000
	第二吉本歯科医院	西条町西13453-1	082-425-6480		近所 歯の健康デクスター	高瀬町高瀬南2289-1	082-434-8500
	たかはし歯科医院	西条町南南1905-4	082-422-8148		伊藤歯科医院	高瀬町南南1296-1	082-434-0585
	たかひろ デンタルクリニック	西条町南南4302 クリスタル東武東横ビル	082-422-9600		おきたに歯科	高瀬町南南1108-15	082-439-0001
	たじま歯科医院	西条町南南7938-4	082-431-5525	東区	スマイル デンタルクリニック	高瀬町南南451-5 伊藤ビル2F	082-420-4380
高井町	永井歯科医院	西条町南20 リフォー西条ビル3F	082-422-3600		高瀬町田歯科医院	高瀬町南南155-1-19	082-434-7648
	なんば歯科・矯正歯科	西条町上丸内5-23 エッセイビル1F	082-420-0200		藤田歯科医院	高瀬町南南429-1 2F	082-426-5514
	にしはら歯科	西条町南4丁目4-5	082-421-8118		藤田歯科医院	高瀬町南南452	082-434-7500
	のぞき歯科・ 美広あそびこども矯正歯科	西条町南4丁目12-16	082-424-5100		ゆかり歯科クリニック	高瀬町南南3300	082-434-8255
	のりやま矯正歯科医院	西条町南南5484-6	082-420-8790		かとう歯科クリニック	高瀬町南南276-7	0823-82-8241
	もちろ歯科クリニック	西条町南南4281-1-301	082-421-6480		きつかわ歯科クリニック	高瀬町南南100-1 ゆかりビル2F	0823-83-0117
	早志歯科診療所	西条町南南13-37 リッパビル南南ビル2F	082-423-9195		木村歯科医院	高瀬町南南1420-1	0823-82-5522
	ふじ歯科クリニック	西条町南南1丁目5-26	082-421-0001		ハズタニ歯科医院	高瀬町南南1083-1	0823-82-8444
	フロンティア歯科クリニック	西条町南南9-4	082-423-9833	河内町	早志歯科診療所	高瀬町南南3700-1	082-435-2777
	みそのう歯科クリニック	西条町南南6280-1	082-421-1182		住友歯科病院	河内町南南122 小田原ビル2F	082-401-1234
高井町	ミドリ歯科医院	西条町南南2-12	082-423-8880		さきさき歯科クリニック	河内町南南655-1	082-420-7700
	みなの歯科クリニック	西条町南南5544-18	082-426-5218		いとう歯科クリニック	高瀬町南南324209-9	0846-45-0272
	東区歯科医院	西条町西12724-1	082-425-2521	高井町	土田歯科医院	高瀬町南南324385-3	0846-45-1177

【項番3】

参考：令和6年度版

あなたの命に関わる、とても大切な健診のお知らせです。

親展



〈お問い合わせ先〉

東広島市 健康福祉部 医療保健課 健康支援係
〒739-8601 東広島市西条栄町 8番29号
TEL 082-420-0936 FAX 082-422-2416

※受診日当日まで大切に保管してください。
受診期間：令和6年6月1日～令和7年1月31日

東広島市国保被保険者は
がん検診等無料！



東広島市観光
マスコット「のん太」

料金後納
郵便

ぜひ受けて
ください！

令和6年度 元気すこやか健診
Genki Sukoyaka Health Checks2024-2025

健診受診券 在中
Health Check Vouchers Enclosed

参考：令和6年度版

- 東広島市国保被保険者は、
健診自己負担金が無料になりました！
- 節目歯周疾患検診は、
20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳が対象！

【項番4】

参考：令和6年度版

集団健診申込みハガキを送る際は、
この個人情報保護シートをご利用ください。